

## 個人情報保護委員会が所管する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の改正案に関する意見募集について

令和 2 年 3 月 ● 日  
個人情報保護委員会事務局  
監視・監督室

### 1. 趣旨

「戸籍法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 17 号）の一部施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）の改正により、従来から情報連携のために用いられている取得番号<sup>※1</sup>について、新たな規律が設けられた。

これを踏まえ、関係機関における適正な取扱いを図ることを目的として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」<sup>※2</sup>を改正し、周知することとする。

#### ※1 取得番号

情報連携において、各機関が個人を一意に識別するための「情報提供用個人識別符号」を取得する際に関係機関間において利用される番号。

#### ※2 事業者編は、情報連携を行う一部の事業者（健康保険組合等）を対象に改正。

### 2. 改正案の概要

従来から情報連携のために用いられている取得番号について、「情報照会者等及び総務大臣並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある」旨を追加する。

### 3. 今後の予定・施行時期

本改正案について、今後 1 か月間パブリックコメントの募集を行い、令和 2 年 5 月下旬を目途に公布・施行する。